

議事1 第1回検討委員会での各委員等からの意見について

No.	論点	意見等	市の考え方
1	導入の是非	観光インフラは、長期間をかけて整備しないといけない。宿泊事業者側の理解を得られるのであれば導入しても構わないと思う。	特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては、宿泊税導入の必要性や目的等について丁寧に説明し、理解を求めていると考えています。
2	導入の是非	道と市が宿泊税を徴収するのは過剰に感じる。	コロナ禍を経た環境変化や課題に対応するためには、持続可能な財源を安定的に確保する必要があると考えています。北海道においては広域観光に資する施策を推進するため、また網走市など基礎自治体においては各自自治体の観光振興を推進するためのものと認識しており、双方目的が異なることから道と市それぞれの宿泊税としてご負担いただくことをご理解願えればと考えております。
3	財源確保	既存事業の見直しが長年されていないように感じる。まずは、既存事業の再構築が必要だと思う。	毎年市観光課で次年度の予算要求を行う際は、すべての事務事業を確認し、事業の必要性、費用対効果を検証し事務を進めております。DMO発足後は継続事業や新たな事業についてヒアリングを行い、必要に応じて見直しを行っていると認識しております。また網走市観光協会からの予算要望についても精査を行っておりますが概ね協会の意向を組んだ予算措置がなされているのと考えております。今後も引き続き、適宜既存事業の見直し、再構築を図っていきながら、事業効果を高めてまいります。
4	制度設計	宿泊税の税収見込みとして、7千万円では新たな事業展開のための予算感としては少なく感じる。	現在検討している宿泊税は修学旅行生など一部の課税免除を除き宿泊者に一律200円をご負担いただく制度設計を考えており、この考えに当市の宿泊実績に基づいた税収見込みで7千万円を新たな財源として想定しており、宿泊者が増加していくことで税収も増えると考えております。また市の観光予算は毎年概ね約2.76億円ですが、国や北海道の財源も活用しながら観光予算の安定的な確保に努めてまいります。
5	課税免除	修学旅行生だけを非課税とするのではなく、合宿者も非課税とするべき。	北海道の宿泊税同様、修学旅行等については課税免除と考えており、具体的には学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒とその引率者が課税免除の対象と考えています。スポーツ大会や合宿は対象外としますが、別途支援策は検討してまいりたいと考えています。
6	徴収事務	宿泊客に対して、宿泊税導入の目的や用途等を適切に説明できるよう、行政から現場への教育をしてほしい。	徴収義務者となる宿泊事業者が宿泊客に対して、宿泊税導入の必要性や目的等について適切にご説明いただけるよう宿泊事業者に対して十分な説明の機会を設けたいと考えております。また、徴収開始までの間、観光客に向けて市の公式HPやSNS、ポスターやチラシ等で十分な周知に努めたいと考えております。
7	徴収事務	宿泊事業者によっては、入湯税と宿泊税の複数の税を徴収することになる。宿泊客に対して説明が負担となる。	宿泊税は宿泊者に対して課税する税金で、用途は「地域資源の磨き上げと魅力向上」「持続可能な観光地づくり」「受入環境の充実」となっており、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し課税する税金で、用途は「環境衛生施設の整備」「鉱泉源の保護管理施設の整備」「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備」「観光の振興（観光施設の整備を含む）」となっております。宿泊税と入湯税の用途は異なっておりますので、特に入湯税を既に徴収していただいている宿泊事業者の皆様には、入湯税と宿泊税の目的、必要性等について丁寧に説明し、理解を求めていると考えています。
8	用途	一律定額制を採用するのであれば、料金設定の低い宿泊事業者に対する支援策を考えてほしい。	税率については、宿泊料金にかかわらず、宿泊客の方が享受する行政サービスに変わりはないと考えており、すべての宿泊者に広くご負担をお願いするものです。そのため、料金設定の低い宿泊事業者に対する支援策は想定しておりません。
9	用途	入湯税がどのように使われているか不透明なため、宿泊税についてもどのように活用されていくのか不安に感じる。	財源利用に係る透明性を図るため、宿泊税を活用した事業の内容と金額については毎年度に公表を行うことを検討します。

議事1 第1回検討委員会での各委員等からの意見について

No.	論点	意見等	市の考え方
10	使途	宿泊施設がメリットを感じられることに使うべき。	宿泊税の使途の一つに宿泊施設や公共施設等の受入環境の充実を掲げており、具体的な取り組みについては、毎年度の予算編成において検討していきたいと考えております。
11	使途	市内の美観を整備することに使ってはいかかが。 (廃屋の撤去や景観の整備など)	市内の美観整備は、観光振興を推進する上で重要な観点であると認識しております。廃屋の規模にもよりますが、撤去にかかる費用が膨大になることも想定されることから、検討委員会での議論を経て決めていきたいと考えております。
12	使途	観光産業の人材育成や人材の資質向上に使ってはいかかが。	観光産業の人材育成や人材の資質向上は、「持続可能な観光地づくり」の雇用対策支援に関わる使途に該当すると認識しております。
13	使途	使途決定については、市でなく、観光協会やDMOが決めることで有効に使えることもあるのではないかな。	資料に記載の宿泊税の使途については市の案としてお示ししておりますので、観光協会やDMOに加入されている委員もおりますので、各組織のお考えも含めて本検討委員会でご議論いただければと考えております。
14	その他	これまで宿泊料金を上げられない状況にあったが、宿泊税を原資とした取り組みが進むことで、観光の高付加価値が進み、料金体系を変えることができることも考えられる。	宿泊税を財源に、地域資源の磨き上げや受入環境の充実が図られていくことで観光資源の高付加価値が促進されることが期待され、これに伴い、宿泊事業者の判断になると思いますが、宿泊施設の料金体系を見直される施設も出てくると思います。
15	その他	宿泊客のうち道内外の割合は、どのようになっているのか。また、網走市民の宿泊客数は、把握しているのか。	令和5年度における宿泊客のうち、道内客は46.1%、道外客（外国人を含む）は53.9%となっています。また、網走市民の宿泊客数については、把握していません。
16	その他	入湯税は、どのように使われているのか。	令和6年度当初予算における財源充当先としては、下記のとおりとなり、総額24,645千円が使われている。 ・網走オホーツク流氷まつり補助金（9,500千円） ・海外観光客インフォメーション事業（6,215千円） ・観光デジタルプロモーション事業（2,500千円） ・観光リーフレット作製事業（2,475千円） ・観光デジタルマーケティング事業（2,380千円） ・観光PR事業（976千円） ・さんご草まつり補助金（540千円） ・ニボネ活用プロモーション事業（59千円）